

群馬県子どもがスポーツに親しむ環境の整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 群馬県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）は、子どものけが防止や体力向上等を図るため、公立小学校の校庭を芝生化する市町村に対し、予算の範囲内において群馬県子どもがスポーツに親しむ環境の整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校を設置する群馬県内の市町村とする。

(補助金の交付条件)

第3条 校庭の芝生化は、児童その他地域住民の協力により実施するもの（500平方メートル以上を芝生化する場合に限る。）とし、維持管理は、障害者の活用又は地域住民の協力により行う（ともに専門業者に委託する場合を含む。）ものとする。

ただし、障害者の活用に当たっては、原則として、群馬県教育委員会が実施する障害者雇用促進対策事業又は県立学校の実習に係る障害者を活用するものとする。

(補助対象経費、補助率及び補助金の額)

第4条 補助の対象とする経費、補助率及び補助金の額は、別表に掲げるものとする。

2 前項において算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額とする。

(事業期間)

第5条 補助の対象となる期間は、初期費用については初年度のみ、維持管理費用については、初期費用の補助を受けた年度を初年度とした3年間を限度とする。

2 第3条ただし書に定める障害者を活用できる期間は、前項維持管理費用に係る補助の対象となる期間と同一とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式1）に事業計画書（様式2）及び必要書類を添えて、県教育長に提出するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 補助事業の計画を変更（軽微な変更を除く。）又は中止しようとするときは、変更交付申請書（様式3）に必要書類を添えて県教育長に提出し、県教育長の承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 規則第11条の規定による実績報告書(様式4)(以下「報告書」という。)は、事業報告書(別添1)及び必要書類を添えて、事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日又は補助事業完了後30日以内のいずれか早い日までに県教育長に提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 県教育長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合において、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。

(事業実施後の評価)

第10条 補助事業者は、全事業終了後、事業実施後の状況を評価し、県教育長に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第11条 規則第21条第1項第2号及び第3号に規定するものは、補助事業により取得した芝生(給排水設備等を含む。)及び備品とする。
- 2 規則第21条第1項ただし書きに規定する県教育長が定める期間は、当該補助事業の完了する日の属する年度の翌年度から5年間とする。
 - 3 補助事業者は、規則第21条第1項に定める県教育長の承認を受ける場合は、財産処分承認申請書(様式5)を県教育長に提出しなければならない。
 - 4 県教育長は、前項の規定による承認申請書の提出を受けた場合、処分内容及び処分理由を審査し、承認の可否を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのないものについては、県教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

補助対象 項目	補助対象経費	補助率	補助金の額
初期費用	芝張り、暗渠排水網整備、灌水設備、備品費（乗用芝刈り機、ロボット芝刈り機等）、その他県教育長が認めた経費	10/10 以内	芝生化を行う面積に1平方メートル当たり1,400円を乗じた金額と補助対象経費を比較していずれか低い方に補助率を乗じた金額とする（ただし、芝生化の補助を行う面積は、5,000平方メートルを限度とする）。
維持管理 費用	散水費用、その他（肥料代等）	10/10 以内	散水費用については、1,200,000円を限度とする。 その他については、480,000円を限度とする。
	芝刈りを専門業者に委託した場合の費用		芝刈り代（芝刈り機の維持管理費用、芝管理業務支援代、芝維持管理研修代を含む）については、1,200,000円を限度とし、散水費用、その他（肥料代等）の補助金の額に上乗せする。

注) スポーツ振興くじ助成金を活用する場合

初期費用については、同助成金の補助対象経費の1/5以内の補助率とし、維持管理費用については、同助成金の補助対象経費の1/3以内の補助率とする。

様式 1

第 号
年 月 日

群馬県教育委員会教育長 あて

設置者名

市町村長氏名 印

群馬県子どもがスポーツに親しむ環境の整備事業補助金交付申請書

○年度子どもがスポーツに親しむ環境の整備事業補助金について、子どもがスポーツに親しむ環境の整備事業補助金交付要綱第 6 条に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式 2）
 - (2) 事業実施予定箇所を記した配置図

群馬県子どもがスポーツに親しむ環境の整備事業補助金事業計画書

1 事業実施校の概要

設置者名		学校名	
実施場所		実施面積	
着工予定日		完了予定日	

2 財源内訳

(単位：千円)

区分	県補助金	地方債	その他特定財源	一般財源	計
初期費用					
維持管理					

3 事業費算出内訳

(単位：千円)

区分	金額	備考
初期費用		
補助対象経費		
補助対象外経費		
維持管理		
補助対象経費		
散水費用等(①)		
芝刈り委託費用(②)		
補助対象外経費		

4 補助金額の算出

(単位：千円)

区分	補助対象経費	比較事業費(※)	補助率	補助金額
初期費用				
維持管理	①			
	②			

(※)初期費用：芝生化を行う面積に1,400円を乗じた額

維持管理①、②：補助対象経費と同額（上限額を越える場合は上限額）

群馬県教育委員会教育長 へ

設置者名

市町村長氏名 印

群馬県子どもがスポーツに親しむ環境の整備事業補助金変更交付申請書

〇年〇月〇日付け〇号により交付決定を受けた事業について、その内容を変更したいので、子どもがスポーツに親しむ環境の整備事業補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更交付申請額等

変更交付申請額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
既交付決定額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
差額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

2 変更事由

〇〇のため。

※ 添付書類

補助金交付申請書類のうち、内容が変更となる書類を添付すること。

群馬県教育委員会教育長 あて

設置者名

市町村長氏名 印

群馬県子どもがスポーツに親しむ環境の整備事業補助金実績報告書

○年○月○日付け○号により交付決定を受けた事業について、子どもがスポーツに親しむ環境の整備事業補助金交付要綱第8条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|-------------------------|----------------|
| 1 | 交付決定額 | ○○○, ○○○, ○○○円 |
| 2 | 実績額 | ○○○, ○○○, ○○○円 |
| | (交付決定額のうち、不用額) | ○○○, ○○○, ○○○円 |
| 3 | 添付書類 | |
| | (1) 事業報告書 (別添 1) | |
| | (2) 最終的な交付決定通知書の写し | |
| | (3) 配置図 (芝生化した箇所を示したもの) | |
| | (4) 求積表 | |
| | (5) 契約書の写し (変更契約書等を含む) | |
| | (6) 完成 (完了) 検査調書の写し | |
| | (7) 支出額が確認できる資料 | |
| | (8) 完成写真 | |
| | (9) その他県教育長が必要と認めるもの | |

群馬県教育委員会教育長 あて

設置者名

市町村長氏名 印

群馬県子どもがスポーツに親しむ環境の整備事業補助金財産処分承認申請書

子どもがスポーツに親しむ環境の整備事業補助金の財産処分について、子どもがスポーツに親しむ環境の整備事業補助金交付要綱第 1 1 条第 3 項に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

学校名	補助年度	補助金額	処分内容	処分予定 年月	備考

2 処分の理由

3 添付書類

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) 処分する財産の活用計画
- (3) その他参考資料

別添1

群馬県子どもがスポーツに親しむ環境の整備事業補助金事業報告書

1 事業実施校の概要

設置者名		学校名	
実施場所		実施面積	
着工日		完了日	

2 財源内訳

(単位：千円)

区分	県補助金	地方債	その他特定財源	一般財源	計
初期費用					
維持管理					

3 事業費算出内訳

(単位：千円)

区分	金額	備考
初期費用		
補助対象経費		
補助対象外経費		
維持管理		
補助対象経費		
散水費用等(①)		
芝刈り委託費用(②)		
補助対象外経費		

4 補助金額の算出

(単位：千円)

区分	補助対象経費	比較事業費(※)	補助率	補助金額
初期費用				
維持管理	①			
	②			

(※) 初期費用：芝生化を行う面積に1,400円を乗じた額

維持管理①、②：補助対象経費と同額（上限額を越える場合は上限額）